



かつの土地改良区だより

水土里ネットかつの 活動報告



令和5年5月24日 柴平小学校 田植え体験学習
柴内太田地内 田んぼにて



令和5年5月30日 ゴミゼロ運動
十和田末広字家ノ下地内 にて

令和5年7月発行
水土里ネットかつの
かつの土地改良区

〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字荒田 4-1 鹿角市山村開発センター内
TEL: 0186-23-3762 FAX: 0186-23-8378
メール: midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp
ホームページ URL: midorinet-kaduno.org

《令和5年4月1日現在の状況》 組合員数: 2,233名 賦課面積: 1,853ha (田1,825ha、畑28ha)

令和4年度通常総代会開催

～総代会とは、かつの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

去る、令和5年3月26日(日)、午前9時より鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて、令和4年度通常総代会が開催されました。総代会は、小館副理事長の開会宣言に始まり、次いで田口理事長の挨拶があり、議長に十和田地区総代の柳沢誠氏が選任され、議案審議に入りました。会議次第にしたがって令和5年度収支予算・事業計画などの議案内容説明が行われ、質疑応答後採決に入り、提出された14議案は原案どおり可決されました。



【出席者数】 総代53名中(定数60名中欠員7名)、35名出席、書面議決書14名(出席率92.4%)

令和5年度事業計画の議決

地域における農業の振興と持続的発展のため令和5年度は次の事業を行います。

1.維持管理事業

(1)かんがい施設関係

各地区の頭首工、ため池、揚水機等については管理者を配するなど、かんがいの確保に努める。また、効率的な配水計画を定め、組合員へ徹底した水管理の周知を図る。

【かんがい期間】 開始予定：5月上旬～/終了予定：8月下旬～9月上旬

(2)用排水関係

用排水路の堰上げ、草払いを実施するとともに、利用上必要な施設の補修や改修等の適正管理を行う。

(3)農業用道路

農道の補修及び敷砂利等を実施し保全を図る。

2.県営事業

(1)新規県営土地改良事業地区の推進

地区	毛馬内北部	柴内	道下夕	神田	間瀬川	湯脇	八幡平中央
受益面積	69.8ha	80.3ha	64.6ha	44.2ha	171.1ha	52.2ha	255.0ha
関係戸数	170	168	125	54	281	114	183
同意率	100%	95.0%	79.9%	82.4%	同意未徴収	アンケート未徴収	

(2)ため池等整備事業(農業用河川工作物応急対策)の円滑な推進に努める。

・一の渡頭首工改修事業(八幡平字小山地内)

事業期間：R3～R7、受益面積：97.9ha、総事業費620,000千円(地元負担4%)

R5事業内容①右岸側土砂吐工(河川中央部) N=1式 ※操作用油圧施設含む

②土砂吐ゲート(据付) N=1式 ③洪水吐、取水ゲート(制作のみ) N=1式

④操作室、配管、電気設備 N=1式

R5事業費240,000千円(地元負担額9,600千円)

・十和田南地区(末広頭首工)頭首工改修事業(十和田毛馬内字南陣場)

事業期間：R5～R9、受益面積：107.9ha、総事業費500,000千円(地元負担4%)

R5事業内容①実施設計 N=1式 ②用地測量 N=1式 ③建物調査(事前) N=1式

R5事業費45,000千円(地元負担額1,800千円)

・末広堰水利施設等整備事業(十和田毛馬内字南陣場～十和田末広字紀ノ元)

令和3年度調査開始～令和6年度事業採択予定 幹線用水路4,000m

※ご要望等があれば、随時とりまとめますので改良区までご連絡下さい。

令和5年度一般会計収支予算の議決

単位：円

予算科目(収入)	本年度予算額	前年度予算額	前年比	予算科目(支出)	本年度予算額	前年度予算額	前年比
土地改良事業収入	69,708,000	40,689,000	29,019,000	土地改良事業費	6,582,000	8,598,000	▲2,016,000
附帯事業収入	1,086,000	636,000	450,000	附帯事業費	228,000	80,000	148,000
基本財産運用収入	5,000	5,000		一般管理費	39,182,000	23,784,000	15,398,000
特定資産運用収入	4,000	3,000	1,000	土地改良事業負担金	11,952,000	11,382,000	570,000
補助金等収入	83,647,000	43,455,000	40,192,000	借入金返済	97,679,000	50,793,000	46,886,000
業務受託料収入	1,450,000	3,720,000	▲2,270,000	支払利息	173,000	264,000	▲91,000
雑収入	2,738,000	907,000	1,831,000	基本財産積立	5,000	5,000	
借入金収入	2,001,000	5,001,000	▲3,000,000	特定資産積立	9,623,000	5,004,000	4,619,000
基本財産取崩収入	0	0		固定資産取得支出	500,000	0	500,000
特定資産取崩収入	8,029,000	5,213,000	2,816,000	予備費	3,744,000	2,551,000	1,193,000
固定資産売却収入	0	0					
繰越金	1,000,000	2,832,000	▲1,832,000	支出合計	169,668,000	102,461,000	67,207,000
収入合計	169,668,000	102,461,000	67,207,000				

令和5年度賦課金徴収の議決

令和5年度における、かつの土地改良区の経費は、定款第34条及び第35条の規定に基づき、下記のとおり賦課徴収することで決議されました。

賦課徴収の対象経費	賦課基準(10aあたり)		(☆1)末広地区・(☆2)八幡平地区 維持管理賦課金 詳細		
			賦課基準(10aあたり)		
土地改良区の運営に要する経常費	事務費	地区内の田	2,000円		
		地区内の畑	1,000円		
		十和田南(末広)事業地区	300円		
		一の渡事業地区	300円		
		毛馬内北部事業地区	300円		
		道下夕事業地区	300円		
	維持管理費	花輪地区	地区内の土地	200円	
		十和田地区	//	500円	
		瀬の沢地区	//	500円	
		間瀬川地区	//	200円	
		(☆1)末広地区	//	1,200円以内	
		(☆2)八幡平地区	//	3,000円以内	
借入償還金等	特別賦課金	花輪地区	県営ほ場整備事業	1,854~5,454円	
		高森地区		5,622円	
		末広地区		73,690円以内	
		永田地区	地下かんがいシステム導入支援事業	4,084円	
		一の渡地区	ため池等整備事業(河川対応)※玉内のみ	9,659円	
		腰田地区	ため池等整備事業(河川対応)	1,471円	
賦課期日	令和5年10月1日				
徴収期限	令和5年11月30日				
徴収方法	かつの農業協同組合と委託契約に基づき徴収 又は、本土地改良区において直接徴収することになっております。				
賦課基準日	令和5年4月1日現在の土地原簿の地積による。				



当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨しています！
農協口座をお持ちの組合員の方は、『**口座振替依頼書**』を提出して頂きますと、
 今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。
 ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。 **かつの土地改良区 ☎(0186)23-3762**

総代選挙結果報告

任期満了により総代選挙が行われました。立候補の届出が行われ、6選挙区全てで候補者数が定数を超えることが無かったため、無投票となりました。

総代の任期は、令和5年5月27日から令和9年5月26日までの4年間となります。新しい総代は以下に記載された皆様です。 (※印は新任)

第1選挙区(花輪) 定数9名	第2選挙区(瀬の沢) 定数6名	第3選挙区(間瀬川) 定数5名	第5選挙区(十和田) 定数6名
工藤 修身 田中 裕幸 兎澤 重信 海沼 佳幸 山本 常雄 石井 茂仁 吉村 義彦 米村 寿雄 ※ 奈良 春男	※ 安保 豊 兎澤 秀幸 柳舘 邦光 児玉 勇孝 ※ 兎澤 和幸 ※ 秋本 真樹	安保 佐一 ※ 小舘 具視 小舘 慶一 ※ 豊田 憲雄 ※ 豊田 忠信	湯沢 茂 ※ 大森 勝兄 柳沢 誠 石川 忠晴 兎澤 富登志 ※ 成田 誠
第4選挙区(八幡平) 定数19名			第6選挙区(末広) 定数5名
※ 神田 哲雄 阿部 光幸 ※ 根本 隆嘉 齊藤 桂三 畠山 巖 栗木 忠一 阿部 政治 ※ 阿部 明人	※ 田中 広栄 阿部 仁志 ※ 古家 冬樹 ※ 浅石 正行 ※ 根本 丈寛 ※ 門下 隆志 齊藤 武良 戸舘 孝裕	※ 畠山 幸栄 佐藤 良一 ※ 稲垣 公博	※ 高橋 昭詠 成田 正仁 ※ 石垣 一裕 ※ 米沢 博美 板橋 福男

～事務局について～

新入職員の紹介

○工事係 林 健太 (R5.4.1入社)

東京からUターンで戻ってまいりました。東京では農業とは全く関係のない仕事をしておりましたので、農業の知識は皆無に等しいですが、地元鹿角の発展と維持に貢献できるように一生懸命努力しますのでどうぞよろしくお願い致します。

○工事係 柴田 和志 (R5.6.1入社)

組合員の皆様はじめまして。令和5年6月より入職いたしました柴田和志と申します。至らぬ点もあるかと存じますが、一日でも早く組合員の皆様のお役に立てるよう、精一杯努めて参りますのでよろしくお願い致します。

事務所位置図

〒018-5201

鹿角市花輪字荒田 4-1 山村開発センター内

かづの土地改良区



21世紀土地改良区創造運動活動報告

平成13年度に始まった「21世紀土地改良区創造運動」は、全国各地で多様な取り組みが展開されています。この運動は「水土里ネットから地域へ」発信する外部運動で、国、県、市町村の関係行政機関の支援、地域住民との連携の下に行われている運動です。

「水土里ネットかづの」も平成15年から小学生を対象として、農業体験や施設説明など水土里ネットの活動をPRしています。

◎柴平小学校農業体験学習(田植え)

今年も、柴平小学校5年生児童を対象に農業体験学習のお手伝いをおこないました。地域の指導者の元、手植えでの田植えを行いました。初めての作業に戸惑いながらも、土や水に直接触れ、自分で作業を行うことで‘農’について考えるいい体験になったようでした。

田植え体験 (R5.5.24)



◎柴平小学校農業体験学習(稲刈り)、出前授業



出前授業 (R4.9.5)

地元農家・小舘さんに講師依頼をし、米農家の1年の仕事内容などの講義を行いました。クイズ形式を取り入れ、コミュニケーションをとりながらの楽しい授業となりました。



稲刈り (R4.10.3)

昨年10月、稲刈り鎌を使った手刈り体験とコンバインでの作業の見学を行いました。鎌の使い方に四苦八苦しながらも楽しい作業になったようでした。



～土地改良区への届出、忘れていませんか？～



耕作地の移動、組合員資格の変更には届出をお願いします。

農業委員会や市町村、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区への届出がなければ、改良区の台帳は変更が行われません。(土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務)

届け出がない場合、変更前の状態で賦課されることとなりますので、右記のような変更があった場合は、必ず改良区への届け出をお願い致します。

詳しくは、改良区へお問合せ下さい。

TEL 23-3762

1. 組合資格の変更

- ①生前一括贈与する場合
- ②農業者年金(経営移譲による)を受給する場合
- ③組合員が死亡した場合
- ④売買・貸借権・利用権等で資格が移った場合

2. 賦課金の口座振替

口座番号を変更、解約した場合

3. 農地転用、地区除外

- ①農地を宅地・店舗・駐車場等にする場合
- ②農地を地目変更(田を畑に変えるなど)する場合

4. 施設等の他目的使用

- ①事業所排水・し尿処理排水を行う場合
- ②農道占用を行う場合

注意！滞納賦課金は新組合員に継承されます。

改良区地区内の農地を売買するときや、組合員の資格を交代する場合に、その土地に滞納賦課金があると、新しく土地を取得した方に滞納賦課金の支払い義務が生じることとなります。(土地改良法第42条第1項 権利義務の承継及び決済)後でトラブルが生じないように、当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転するようにお願いします。

水路や施設にゴミを捨てないで

大小様々な生活ゴミや草刈り作業による刈り草等の投棄により、下流の農業用排水路が詰まり、悪臭や水路から用水が溢れる要因となっています。水路管理に非常に困っておりますので、適切な処理にご協力をお願い致します。



～水難事故防止にご協力をお願いします～

かんがい期を迎え、本土地改良区の管理水路には大量の水が流れており、**大変危険**です。毎年のように全国各地で子どもの水難事故が発生しています。悲しい事故が起きないように、大人の皆様から子供たちへの呼びかけ、注意喚起をお願いいたします。



節水にご協力ください！

農業用水は、限りある資源です。お金のかかっている大切な水です。用水のかけ流しは、下流地域の水不足の原因にもなります。すべての利用者が滞りなく農業用水を利用するためにも、節水のご協力をお願いいたします。

